

+

指定認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム「新」

重要事項説明書

令和7年12月

重要事項説明書

1. 経営主体

経営主体名 社会福祉法人こもはら福祉会
所在地 三重県名張市西田原 2000 番地
代表者氏名 理事長 家 里 英 夫
電話番号 0595-66-1234

2. 施設の概要

施設の名称 グループホーム「新」
所在地 三重県名張市新田 2940 番地の 6
電話番号 0595-48-7313
事業の種類 認知症対応型共同生活介護
事業所指定年月日 平成 26 年 4 月 1 日「新（1）」
令和 3 年 4 月 1 日「新（1）」・「新（2）」
介護保険指定番号 2491300212
定員 18 名 （1 ユニット 9 名 ）

3. 主な施設の概要

		第1ユニット・新		第2ユニット・新2
設備の種類	数	面積（㎡）「新」	数	面積（㎡）「新2」
居室	9	9.17	9	9.93
台所・食堂・居間	1		1	
トイレ	3		2	
洗濯室	1		1	
浴室	2		1	
脱衣室	1		1	
スタッフルーム	1			
玄関	1		1	
倉庫	3		4	
事務室	1		1	

4. 職員体制

（ ）は兼務

職 種	常勤（名）	非常勤（名）
管理者	1（1）	
介護職員	12（3）	2
看護職員		1
介護計画作成担当者	2（2）	

- ※ 昼間、利用者 3 名に対して介護職員が 0.9 名以上。
- ※ 夜間、夜勤者は 1 名（夜勤体制）。
- ※ 看護職員は 24 時間連携のもとに、法人施設看護師の兼務配置。

5. 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介護職員	早出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅出 1 2 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0
	夜勤 2 1 : 1 5 ~ 7 : 1 5

6. 利用基準

利用者が次のすべてに該当する場合に、グループホーム「新」の利用ができます。

- ①要介護 1 以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷他害の恐れがないこと。
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤本重要事項説明書に定めることを承認すること。

7. 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成

- 1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元引受人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び身元引受人は事業所に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は明らかに変更の必要がないとき又は利用者及び身元引受人の不利益となるときを除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 介護計画を作成又は変更した場合、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し内容を説明します。

8. サービスの内容及びその提供

- 1 利用者に対して、本説明書（7.）により作成される介護計画に基づき次に掲げる各種サービスを提供します。
 - ①介護保険給付サービスとして、下記の各種サービスを提供します。ただし、これらのサービスは内容ごとに区分することなく全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴・排泄・食事・着替え等の介護
 - イ. 日常生活上の世話

ウ. 日常生活の中での機能訓練

エ. 相談・援助

種 類	サービス内容
食事サービス	栄養、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間帯（ただし、食事時間の制限は行いません。） 朝食 7：00～ 昼食 12：00～ おやつ 15：00～ 夕食 17：00～
介護サービス	ケアプランに基づいた排泄、入浴、食事、着替え等のサービスを利用者の心身状況に応じながら行います。 排泄：利用者の身体的・精神的状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立を促す援助を行います。 入浴：入浴又は清拭を週2回以上行います。
日常生活上の世話	離床・着替え・整容・家事（掃除・洗濯）・食事（摂取介助・配膳・下膳）などの援助を行います。
機能訓練	日常生活における機能訓練
生活サービス	創意と工夫を生かして、利用者の自立を目指した生活援助（相談援助・季節に応じた催しなど）を利用者とともに行います。

②介護保険給付外（自己負担が必要）サービスとして、下記のサービスを提供します。

種 類	サービス内容
保険外サービス	希望者に限り、理容美容サービス・日常生活用品の購入代行・外出支援などを行います。

- 2 利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者若しくは他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合においても速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明するとともに、理由及び一連の経過を身元引受人に報告します。
- 4 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するように努めます。

9. 利用料金

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険より給付される額を除いた額が自己負担額となります。なお、要介護度に応じたサービス費の単位は、下記のようになります。

・認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）（1日につき）

介護保険対象サービス費は、介護保険負担割合証に定める割合の額となります。

介護度	介護サービス費
要介護 1	753 単位/日
要介護 2	788 単位/日
要介護 3	812 単位/日
要介護 4	828 単位/日
要介護 5	845 単位/日

※実際の利用料金は1ヶ月分の単位合計（処遇改善加算後）に地域区分単価を乗じた金額となります。

- ・初期加算 30 単位/日（入居した日から起算して 30 日以内の期間について算定）
（30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も同様）
 - ・医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37 単位/日
 - ・サービス提供強化加算Ⅲ 6 単位/日
 - ・入院時費用 246 単位/日（入院後 3 月以内に退院が見込まれる場合、退院後の入居受け入れ体制を整えた場合 1 月に 6 日を限度として算定）
 - ・口腔衛生管理加算 30 単位/月
 - ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 178/1000 地域区分単価：名張市 10.14 円
- 介護保険給付の対象とならないサービス提供については、全額自己負担となります。
なお、具体的な料金については、下記のとおりです。

項目	金額	内容
家賃	1ヶ月 45,000円	グループホームの居室使用料金
管理費	1ヶ月 28,500円	光熱水費、修繕・維持管理費等
食費	1日 1,500円	食事・おやつ等の費用
オムツ代	実費	
理容・美容代	実費（理容代 2,000円）	
インフルエンザ 予防接種	実費	
布団代（一式）	1日 49円	布団（夏・冬）枕・シーツ・包布・枕カバー
入居時保証金	200,000円	入居時に一括でお支払いいただきます。 ただし、退居後、居室の原状回復に要する費用を差し引いて残りを返金します。
外出支援料	・30分毎に 1,000円 （交通費が発生する場合は別途実費相当額）	家族が対応困難な場合などやむを得ない場合の通院介助（原則、家族対応）
買い物代行料	1回につき 500円	

- ※ 1.入退居が月途中の場合は、家賃・食費は日割り計算とします。
2.入院・外泊中の家賃・管理費は月額をお支払いいただきます。

10. 支払方法

- 1 翌月末迄に前項の利用料等の支払いを事業所の指定する方法で受けます。
- 2 利用者から利用料等の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

11. 医療等に関する対応

- 1 利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要な場合には利用者の主治医又は事業所の協力医療機関において必要な治療等が受けられるように支援します。
- 2 利用者に健康上の急変があった場合には、消防署又は適切な医療機関と連絡をとり、救急医療又は緊急入院が受けられるようにします。
- 3 サービス供給体制の確保及び夜間における緊急時の対応のため、協力医療機関と連携をとっています。

(協力医療機関)

名張市立病院	名張市百合ヶ丘西 1 番町 178	TEL : 0595-61-1100
矢倉医院	名張市新田 2202-2	TEL : 0595-65-2251
上野病院	伊賀市四十九町 2888	TEL : 0595-21-5010
アップル歯科クリニック	名張市下比奈知字黒田 3100-1	TEL : 0595-68-8708

(バックアップ施設)

特別養護老人ホーム第 1 はなの里	名張市西田原 2000	TEL : 0595-66-1234
第 2 はなの里	名張市百合が丘西 5-1	TEL : 0595-64-2525
第 3 はなの里	名張市西田原 2100	TEL : 0595-67-1100
第 5 はなの里	名張市百合が丘西 5-27	TEL : 0595-62-1110

12. 身元引受人について

利用者は身元引受人を定めることを必要とします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はこの限りではありません。

13. 利用者及び身元引受人の権利

利用者及び身元引受人は、グループホーム「新」のサービスに対して次の権利を有します。なお、これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益も受けることはありません。

- ①家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- ②地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- ③生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合には専門家又は第三者機関の支援を受けること。

14. 造作・模様替え等の制限

- 1 利用者及び身元引受人は、居室に対して造作・模様替えをするときには、事業所に対しあらかじめその内容を届け出て、事業所の承諾を得なければなりません。なお、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用については利用者及び身元引受人の負担とします。

- 2 利用者及び身元引受人は、事業所の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等を行うことはできません。

1 5. 契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、本契約は終了します。

- ①要介護の認定更新において、利用者が自立若しくは要支援と認定された場合
- ②利用者が死亡した場合
- ③使用者又は身元引受人が本説明書（1 6.）の事項に基づき本契約の解除を通告し、その予告期間が満了した日
- ④事業所が本説明書（1 7.）の事項に基づき本契約の解除を通告し、その予告期間が満了した日
- ⑤利用者が病気治療等のため、グループホーム「新」を離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となった場合。ただし、利用者がグループホーム「新」を離れるとき、利用者及び身元引受人と事業所との間で協議し、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設において受け入れが可能となった場合

1 6. 利用者の契約解除

利用者及び身元引受人は事業所に対し、1 ヶ月の予告期間において本契約を解除することができます。

1 7. 事業所の契約解除

利用者及び身元引受人に対し、次のいずれかに該当する場合には、1 ヶ月の予告期間において、本契約を解除することができます。ただし、事業所は、解除通告をするに当たって、次の③を除き利用者及び身元引受人に十分な弁明の機会を与えるものとします。

- ①利用者が、正当な理由なく、サービス利用料金の支払を1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、その後 20 日以内に支払われない場合
- ②利用者が病院又は診療所等の施設に入院し、明らかに2 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後2 ヶ月経過し、退院できない事が明らかになった場合
- ③伝染病疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、利用者の退居の必要がある場合
- ④利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合
- ⑤利用者の身体機能が、共同生活ができない程度に著しく低下した場合
- ⑥利用者又は身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に違反し、改善の見込みがない場合
- ⑦やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

18. 退居時の援助及び費用負担

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホーム「新」を退居するときには、あらかじめ退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他保健機関若しくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び身元引受人に対して、円滑な退居のための必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用などの実費は、利用者及び身元引受人の負担とします。

19. 運営推進会議に関する事項

- 1、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、①利用者、②利用者の家族、③地域の住民代表、④市の職員及び事業所が所在する日常生活圏の地域包括支援センターの職員、⑤当該施設について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設ける。
- 3、報告、評価、要望、助言につき記録を作成し、当該記録を市に提出、公表する。

20. 衛生管理等に関する事項

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 1、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置しおおむね6ヶ月に1回以上開催し、内容その結果を従業者に周知徹底をする。
- 2、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行う。

21. 身体的拘束に関する事項

- 1、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行為を行わない。
- 2、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第19第2項の「運営推進会議」に報告する。
- 3、身体的拘束廃止の指針を整備する。
- 4、身体拘束廃止委員として担当者を置く（管理者及び介護リーダー）

22. 虐待防止に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

- 2 高齢者虐待防止の為に指針を整備し、高齢者虐待防止検討委員会を設置し、年4回以上委員会を開催する。「身体拘束廃止・事故防止・虐待防止委員会」の委員として、担当者を置く（管理者及び介護リーダー）

2 3、緊急時の対応に関する事項

- 1、サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに担当看護師及び家族や主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者、リーダーに報告の上救急搬送等の必要な措置を講ずる。基本通院は家族対応で行う。

2 4、事故発生時の対応に関する事項

- 1 利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命、身体及び財産に損害が発生した場合には、管理者は、すみやかに市や家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

不可抗力による場合を除き、保険会社を通じて、利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に過失がある場合は、事業所は賠償責任の免除又は賠償額を減免されることがあります。

- 2 万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意又は過失により、居室又は備品に通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は身元引受人が負担します。

*あいおいニッセイ同和損害保株式会社

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」・「自動車保険」加入

2 5、非常災害対策に関する事項

- 1、事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- 2、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 3、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。（年2回）

2 6、業務継続計画（BCP）に関する事項

- 1、感染症や非常災害の発生時においては、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という、）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 3、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

2 7、ハラスメント対策に関する事項

- 1、職場におけるセクシャルハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含む）やパワーハラスメントの防止のために雇用管理上の措置を講じる
- 2、利用者及び家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために事業主が雇用管理上の配慮として相談窓口を設定する等の措置を講じる。

2 8、合意管轄に関する事項

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときには、津地方裁判所をもって第1管轄裁判所とする事に、利用者、身元引受人及び事業所はあらかじめ合意します。

29. 契約に定めのない事項

この重要事項説明書に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法その他法令の定めるところにより、利用者、身元引受人及び事業所が協議の上、誠意を持って処理するものとします。

30. 守秘義務に関する事項

事業所及びサービス従事者は、正当な理由なく、利用者と家族、そして身元引受人の情報を第三者に漏らすことのないようにします。これは、サービス終了後も継続します。ただし、利用者に、医療上において緊急措置の必要がある場合には、医療関係機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

31. 利用料金の変更に関する事項

- 1 本説明書（9.）に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 本説明書（9.）に定めるサービス利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 契約者は、2の事項に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

32. 苦情等申立先に関する事項

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお尋ね下さい。
(直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文書でも結構です。)

苦情解決責任者：グループホーム「新」
管理者 山之口 掬子

苦情相談委員（第三者委員）

中 嶋 俊 子 0 5 9 5 - 6 5 - 3 5 5 6
杉 尾 章 0 5 9 5 - 6 5 - 3 4 6 1

グループホーム「新」 (8:30~17:30)

名張市新田 2940 番地の 6

窓口担当者 : 川合 芳子 (介護リーダー)
 家喜 久美子 (介護リーダー)

受付時間 : 8:30~17:30

電話番号 : 0 5 9 5 - 4 8 - 7 3 1 3 (新1)
 0 8 0 - 7 0 5 2 - 8 6 0 7 (新2)

FAX 番号 : 0 5 9 5 - 4 8 - 7 1 4 1

お手数ですがお越しいただく前にご一報ください。

名称	所在地・連絡先
三重県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	津市桜橋2-131 電 話. 059-224-8111 F a x. 059-213-1222
名張市福祉子ども部 介護・高齢支援室	名張市鴻之台1番町1 電 話 0595-63-7599 受付時間 9:00~16:30 月~金 (祝日除く)
三重県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	津市桜橋2丁目96 電 話 059-222-4165 受付時間 9:00~17:00 月~金 (祝日除く)
三重県長寿介護課 介護保険グループ	津市光明町13番地 電 話 059-224-3327

- ・ 苦情受付担当者は、①利用者からの苦情の受付（随時）、②苦情内容、利用者の意向等の確認と記録、③受け付けた苦情およびその改善状況等のその改善状況の苦情解決責任者及び第三者委員への報告を行う。
- ・ 第三者委員は、①担当者から受けた苦情内容の報告聴取、②苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、③利用者からの苦情の直接受付、④苦情申出人への助言、⑤事業所への助言、⑥苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言、⑦苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取、⑧日常的な状況把握と意見傾聴を行う。

3.3. 重要事項説明

サービスの開始に当たり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

事業所 住 所 三重県名張市新田2940番地の6
法 人 名 社会福祉法人こもはら福祉会
事業所名称 グループホーム「新」
代 表 者 理事長 家里 英夫
説 明 者 職名 _____
氏名 _____

私は、上記内容の説明を事業者から、確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者 住所 _____
氏名 _____

利用者の家族 住所 _____
(代理人) 氏名 _____

(続柄)